

公法系第 1 問

規制①

1 顔を隠しての集団行進に参加する行為を禁止する、公共の安全を害する行為の抑止及び公共の安全を害する行為を助長する団体の規制に関する法律案の骨子(以下、本件骨子)第 3 の 1 は、集団行進に参加する自由を侵害し違憲ではないか。

2 (1) 憲法(以下略)21 条 1 項は、集会の自由を保障する。同項の「集会」とは、共同の目的を持つ不特定又は多数人が一定の空間に一定の時間集合する行為をいう。

デモ行進は、動きによる主張やメッセージを伝達する目的で不特定又は多数人が移動しつつも一定の空間に一定の時間集合するものであるから、「集会」に含まれる。そして、顔を行進の際に隠すことも、行進の態様として 21 条 1 項によって保障される。

(2) これに対して、本件骨子第 3 の 1 はデモ行為そのものを禁止するものではなくメッセージの伝達は妨げられないから、集団行進に参加する自由は制約されないと反論する。

しかし、集団行進の参加者が顔を隠す行為は、参加者が外部から特定されるおそれを防ぐ機能を有する。これは、集団行進に参加した事実によって就職活動や職場で事実上の悪影響が及ぶことを避けるためであり、顔を隠すことで初めて集団行進に参加できる。

そうだとすれば、顔を隠す行為を禁止することは集団行進への参加を萎縮させる原因となり、実質的に集団行進に参加する自由を制約する。

(3)ア では、上記制約の合憲性判断基準をどう解すべきか。デモ行為は参加者

の人格を発展させるのみならず行為によって国民の政治的意思決定のための資料が提供される意義を有し、SNS の発達により実施が容易になっている現代にとっては益々重要なものになっている。

イ これに対して、集団行進は外部との衝突を生じさせ得る以上絶対無制約たり得ず、公共の利益に対する危険を防止する必要性との比較衡量によって合憲性を判断すべきという立場が想定される。しかし、集団行進は道路等で実施されることが通常予定されており、道路のような伝統的なパブリックフォーラムにおける表現活動は市民会館のような指定的パブリックフォーラムにおける表現活動と比較して特に重要である。比較衡量を以て合憲性判断基準を緩めることは不当である。

したがって、合憲性判断は厳格にすべきであり、制約目的が公共の利益のために必要不可欠であり規制手段が目的達成との関係で必要最小限度と認められなければ制約は違憲となる。

3(1) 本件骨子第 3 の 1 の目的は、覆面の集団行進の参加者による暴力的行為を抑止することで、公共の安全の確保に寄与すること(本件骨子第 1)である。

大規模なデモでは、参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊しゴミ箱に放火する等の暴力的行為を行うようになっている。このような行為によって行進箇所の周辺に居住する住民の生命、身体及び財産が侵害される危険の蓋然性が認められる。

そうだとすれば、上記の目的はこのような公共の利益を保護するために必要不可欠といえる。

(2)ア そして、制約を合憲とする立場からは上記の目的を達成するためには覆面行為を禁止し、参加者が普段しないような暴力的行為を取ることを防止する

ことが必要であり、また有効であるという主張が想定される。

しかし、集団行進の大部分の参加者は平穩に集団行進を行っている以上、覆面行為をしたからといって参加者が必ずしも暴力的行為に出る訳ではない。覆面行為と暴力的行為の因果関係が科学的に立証されていない以上覆面行為の禁止が必要であり、有効といえない。

イ また合憲とする立場からは、覆面行為の禁止によって暴力的行為を行う者を事前に把握し対応することが可能になりまた被疑者の特定により検挙が可能になることから、このような点からも禁止は必要という主張が考えられる。

しかし制約目的である、集団行進の参加者による暴力的行為の抑止と被疑者の検挙はそれぞれ異なることから、手段の必要性を被疑者の検挙目的によって認めることはできない。

ウ さらに、制約を合憲とする立場からは、感染症対策や健康上の理由で覆面行為をすることは「正当な理由」があるものとして本件骨子第3の1に違反しないとして許されるから、それ以外の目的での覆面行為の禁止は必要最小限度の制約として許容されるという主張が想定される。

しかし、実際に覆面行為としてマスクを装着する行為が、感染症対策を目的とするのか、そうではなく個人の特定を防ぐ目的なのかを外部から判断することは困難である。覆面行為の禁止に反した場合過料の行政罰が予定されている(本件骨子第3の2)ことから、集団行進に参加しようとする者が処罰を恐れて参加に対して萎縮し、またマスク等を着用せずに参加した結果感染症に罹患し、健康を害する危険性がある。

エ 以上を考慮すれば、上記制約は目的達成との関係で最小限度といえない。

4 本件骨子第3の1は21条1項に反し違憲である。本件骨子第3は削除す

べきである。

規制②

1 公共の安全を害する行為(本件骨子第 2 の 2)を行っていると思われる団体を観察対象として指定し、当該団体に機関紙等の報告を義務付ける本件骨子第 4 は、団体を運営する自由を侵害し違憲ではないか。

2(1) 21 条 1 項は、結社の自由を保障する。そして、団体が表現活動を行うためには、団体の結成のみならず結成した団体を自ら運営及び管理することが必要である。そのため、団体をどのように運営するか、具体的にはどのような情報を外部に提供するか決定する自由も同項で保障される。

また、団体は自然人の集合であるから、同項の人権享有主体となる。

(2) これに対しては、観察対象となった団体は機関紙やウェブサイト、SNS のアカウントの報告をすることが要求されるに過ぎず、機関誌の発行やウェブサイト等の管理は何ら禁止されないのであるから運営の自由への制約は認められないという立場が想定される。

機関紙の発行やウェブサイト等の管理は団体としての行動に必要である。そして、本件骨子第 4 の 2 に基づき提供された情報は、第 4 の 3 によって都道府県の公安委員会に提供される可能性がある。公安委員会がこれらの情報を把握し、場合によっては団体に対する監視や刑事事件の捜査に利用することもありえ、これによって観察対象の団体が監視や捜査を恐れて機関誌の発行等の活動を萎縮させる効果が認められる。

そうだとすると、本件骨子第 4 の措置は実質的に団体を運営する自由を制約する。

(3)ア では、上記制約の合憲性判断基準をどう解すべきか。観察対象となる団

体の危険性に鑑みれば、観察処分は公共の安全を保護するためにやむを得ず、合憲性を緩やかに判断すべきという主張が考えられる（アレフ観察処分事件決定参照）。

しかし、同裁判例は、国家的テロ行為を行った団体の後継団体に対する観察処分を合憲としたものであり刑法犯を犯した構成員（本件骨子第2の2参照）が所属するに過ぎない団体と同視することは妥当でない。また、団体の危険性を理由に運営の自由に対する制約を直ちに正当化することは、国家にとって不都合な表現行為を行っているとは判断された団体の活動を、団体の危険性という抽象的な理由によって制限することを許す結果を招くのであり、不当である。

よって、上記裁判例の射程を及ぼすことはできない。

イ また、本件骨子第4による制約は機関誌の発行等を何ら禁止するものではないこと及び報告の対象となっている情報は一般に公開されているものであり構成員のプライバシー侵害の程度が低いこと（江沢民講演会名簿事件）を考慮すれば、制約の程度は低いという主張が想定される。

確かに団体を運営する自由に対する制約は間接的付随的なものであるが、前述した運営そのものの萎縮効果を無視することはできない。したがって、制約の合憲性判断はなお厳格に行うべきであり、制約目的が重要で手段が目的達成のために有効、必要及び相当と認められる場合に制約が合憲となると解すべきである。

3(1) 本件骨子第4の目的は、公共の安全を害する行為を助長している団体の活動を把握することで、それらの行為を実行的に抑止することである。

公共の安全を害する行為に該当する犯罪によって他者の生命や身体、財産が害されることになるため、これらの利益を保護する重要性が認められる。よっ

て、目的は重要といえる。

(2)ア 観察対象となる団体の指定について、そもそも構成員の範囲の画定が不可能であるため指定はできないという反論が想定される。

しかし、公共の安全を害する行為を助長している団体は構成員が概ね 50 人から 100 人程度の比較的小規模であること、処罰された構成員が全体の 10%以上を上る現状においては、構成員の 10%以上という基準を設けることで観察対象の団体を絞ることができるといえる。よって、団体の指定は可能である。

イ しかし、上記の目的を達成するためには、処罰された者を観察対象とすればよいのであって、処罰されていない構成員を含め団体全体を観察対象とするのは過剰といえる。

よって、目的達成との関係で必要性が認められない。

4 以上より、本件骨子第 4 は違憲である。

以上

公法系 第1問

第1. 規制①について

1. 法案第3条1項は、21条1項に反せず合憲である。以下その理由を述べる。
2. 法案第3条1項（規制①）により、普段デモに参加しない者が顔を隠してデモに参加することができなくなっている。

21条1項は、集会の自由を保障しているところ、デモ行進の自由も歩く集会として21条1項の保障に入る。

普段デモに参加しない者が顔を隠してデモに参加する自由も、デモ行進の自由の一態様であるから、21条1項により保証されている。

したがって、法案第3条1項（規制①）は、普段デモに参加しない者が顔を隠してデモに参加する自由という憲法上の権利を制限するものである。

3（1）重要性

上記自由は、重要性の低いものであるとの見解がある。規制①は、デモそれ自体を規制するものではなく、覆面や仮面で顔を隠している人もそのことで何かを使えようとしているわけではなく、顔を隠さなくても集団行進を通じしてメッセージを届けることは十分可能だからである。

しかし、そもそも、集会の自由は大変重要な権利である。泉佐野市民会館事件では、その重要性から、憲法適合性を厳格に審査したと考えられる。上記自由も歩く集会として重要性を有する。

それに加えて、本件デモ行進は、顔を隠して参加することに特徴があり、それがSNS等で広まったものである。デモの報道で顔が映る心配がないことから、就職活動や職場のことを気にしないでデモに参加することが出来るのである。そのため、顔を隠すことは、普段デモに参加しない者に非常に重要である。

また、デモは、議論を活発化させ民主主義を成熟化させるうえで非常に重要である。デモ参加者が増えれば、それだけ議論が活性化するのであり、民主主義にとっても重要である。そのため、上記自由は、デモ参加者を増やして民主主義に貢献する意味でも重要性を有する。

したがって、上記自由は重要な権利である。

（2）制約の態様

本件規制①は、デモそれ自体を規制するものではないため、間接的付随的制約にとどまるため、規制の強度は強くないとの主張がある。

ここで、間接的付随的効果論を披露した猿払事件は、間接的付随的制約にあたれば直ちに規制の態様が弱いとしたものではない。同判例は、代替的情報伝達手段が存在することをもって、規制態様が弱いとしたと考えられる。

上記自由は、デモとして表現する自由を包含しているから、猿払事件の射程が及ぶ。

本件デモ行進は、顔を隠して参加することに特徴があり普段デモに参加しないものにと

っては、政府等に対して直接メッセージを届ける代替手段はないといえる。

したがって、本件規制は、規制態様が弱いとは言えない。

(3) 裁量

オウム真理教解散命令事件は、被侵害利益の重要性から、行政の裁量を縮減させたと考えられる。本件権利も上述のとおり重要であり、立法裁量は縮減する。

(4) したがって、目的が重要で、手段が目的達成との間に実質的関連性を有しなければ、本件規制①は違憲である。

4 (1) 目的

規制①の目的は、集団行動において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することにある。

顔を隠したデモ参加者のうちの一部が暴徒化する事例が発生した。また、顔を隠していることから、暴力行為を行う者の特定が困難であり、捜査に支障があったことも踏まえると、本件目的の重要性は否定し難い。

(2) 手段

ア 適合性

顔を隠すことを禁ずれば、暴力行為を行う者の特定が可能である。そして、暴力行為を行うことも目的としてデモに参加する者を把握して、事前に警戒をしておくことも可能であり、規制①は、目的と適合している。

イ 必要性

デモは、集団審理により、気持ちが高揚し、普段はしないような行動に走ってしまうようなことが起こり得る。これは、集団暴徒化理論と呼ばれ、判例も採用したと考えられる。本件では、さらに仮面等で顔を隠すことで、だれがやっているかわからないという感覚もあいまって、暴徒化のおそれはより高いといえる。

また、「正当な理由」については、曖昧であって、サングラスとマスクによるデモの参加は許されるのかなど疑問が生じないではない。そして、本来規制すべきは、暴徒の方であって、純粋にデモに参加したい者の自由を奪う必要性はないとも思える。しかし、上記必要性の高さを考慮すれば、やむを得ない規制の範囲にとどまるといえる。

したがって、手段は実質的関連性を有するといえる。

(3) よって、本件規制①は、目的が重要で、手段が実質的関連性を有するといえ、合憲である。

第2. 規制②

1 (1) 法案第4の2項(規制②)により、団体構成員が、把握されことなく表現をすることができなくなっている。

「表現」の自由は、21条1項により保障されている。

表現に委縮効果が生じれば、表現の自由の保障根拠である思想の自由市場が歪むことになる。

そこで、表現への委縮効果は、表現の自由への制約といえる。

法案第4の2項（規制②）により、団体構成員が、把握されことなく表現をすることができなくなり、表現をすることに委縮効果が生じるから、規制②は団体構成員が把握されことなく表現をする自由（21条1項）を制約するものである。

（2）この点、公共の安全を害する行為を助長するような表現はそもそも表現の自由の保障は及ばないとの主張がある。

渋谷暴動事件では、暴力行為を助長する煽動表現は、表現の自由の保障に入らないと考えたと思われる。

もっとも、やはり、表現の審査は出来る限り慎重に行うべきであり、上記のような表現も表現の自由の保障には入るというべきである。

2（1）重要性

規制②によって、団体構成員のアカウント名が知られることになる。アカウント名はプライバシーの要素も含まれており、単純な個人識別情報であっても、取り扱い方によっては重要な権利侵害がありうる（モザイク理論）。そのため、本件規制②により把握される情報は重要であり、上記自由も重要な権利侵害であるとの見解がある。

もっとも、本件で知られるのは団体構成員のアカウント名だけであること、むしろ団体構成員は表現を把握されるために表現活動をしていると考えられることからすれば、上記自由の要保護性は高くない。

（2）規制態様

本件規制②は、表現がされるより前に表現をする者を把握して、委縮効果を与えるものであり、事前規制として規制の強度は強いと言える。

（3）よって、目的が重要で、手段が目的達成との間で実質的関連性を有しない限り規制②は違憲である。

3（1）目的

規制②の目的は、公共の安全を害する行為を実行的に抑止するために、そのような行為を助長している団体の活動を把握することにある。

デモ周辺住民の生命・身体・財産という重要な権利・利益を保護するために、上記目的は重要であるといえる。

（2）手段

ア 適合性

団体の指定の要件としては、処罰された構成員が全体の10パーセント以上に上る団体になる。この基準であれば、当面は、指定の代償を実際に問題に起こした団体だけに絞り込むことが出来る。したがって、規制②では、公共の安全を害する行為を助長しているような団体を把握することが可能であり、目的と適合する手段といえる。

また、逮捕者には、その場の雰囲気刺激された一般の参加者も見られた。そのため、規制②は目的達成に適合していないと思われる。しかし、大部分は暴力を目的とした団体に所属しているものであって、規制②によって、多数の公共の安全を守ることができるため適合性は失われない。

イ 必要性

他に目的を達成するより制限的でない代替手段は存在しない。したがって、必要性も認められる。

(3) したがって、手段が目的達成との間に実質的関連性を有するといえる。

4. よって、規制②は、目的が重要で、手段が目的達成との間に実質的関連性を有するから、合憲である。

以上